

審査長 豊橋市長 佐原 光一様

令和元年 9 月 2 日

## 反 論 書

審査請求人 寺本 泰之

公文書一部公開決定(31豊まち第22号)に対する審査請求人が提起した審査請求について、弁明書(1豊まち第53号)の送付を受けましたが、納得できませんので、次のとおり反論するとともに弁明の機会を求めます。

### 【はじめに】

本件に関する文書は、現在「駅前大通二丁目地区第一種市街地再開発事業(以下本件事業という)が豊橋駅前大通二丁目地区市街地再開発組合(以下、再開発組合という)によって進められている。本件事業は事業費約 220 億円、その内公的資金が約 45%、99 億円が投じられる公共事業である。

本件事業のために豊橋市が所有する公共用地、市民の財産である狭間児童広場の約2,200㎡と再開発組合が所有する土地の約1,000㎡との土地交換が行われている。この交換によって狭間児童広場の面積が約1,200㎡縮小されることになった。結果、狭間児童広場交換前(従前)3,390㎡が交換後(従後)2,200.11㎡に縮小変形、再開発組合側は交換前(従前)約3,800㎡から交換後(従後)約5,000㎡に拡大している。これが等価交換とされた結果である。豊橋市民に対して、豊橋市は市民の憩いの場「狭間児童広場」が約1,200㎡も減りながら狭間児童広場従前従後を同額評価し、等価交換とした説明を果たす義務が大前提としてある。

### 第 1 弁明書に対する反論

#### 1、本件一部公開決定に係る具体的な文書について

ア 愛知県不動産鑑定センター作成の不動産鑑定評価書(発行番号愛鑑発第116-65①(従前))

イ、愛知県不動産鑑定センター作成の不動産鑑定評価書(発行番号愛鑑発第116-659②)(従後)

ウ、「広場交換の妥当性の検証について土地価格評価に関する資料の提出」と題された文書等

## 2、印影、氏名(自署)について

これらについては、個人情報にあたるので、1のア、イ、ウ3件に対して開示を求めない。

## 3、弁明書に対する反論

①平成30年6月15日付で審査請求人は 公文書一部公開決定(29豊まち第155号)に対する審査請求を行ったところ、弁明書の送付を受けた。これに対する反論を行ったがそのとき以下2点の判決文を証拠として提出した。この判決文2点は平成30年6月15日付で審査庁には提出しているので、そちらを参照していただきたい。

証拠として提出した判決文は

【判例ID】28071907 事件名:公文書非公開処分取消等請求事件・平成 11 年(行ウ)4号(以下、「証拠1」という)

【判例ID】28051907 事件名:公文書非公開決定処分取消請求控訴事件(51号)(以下、「証拠2」という)

この判決文が、本件弁明に対する反論として有効であるので以下引用する。

ア 証拠1は、買収土地に係る不動産鑑定評価書についての非公開決定、土地利用調整会議資料・鑑定依頼に係る決裁文書についての一部非公開決定がいずれも違法として取り消された事例である。また、横浜市から依頼を受けて不動産鑑定士が作成し交付した鑑定書について、その著作物性は否定できないとしながら、特段の取り決めをしない限り、横浜市が内部的にはもとより外部的にも法律・条例に従いあるいは社会通念上許容される態様でこれを利用することについて少なくとも黙示的な承諾があるとして、情報公開条例に基づいてこれを開示することは著作者人格権を侵害しないとされた事例である。

イ 証拠2は、土地価格に関する情報は土地を譲渡した法人を識別させるが、それによって当該法人の営業上の地位に著しい不利益が生じる恐れは認められないから非公開事由(法人情報)に該当しないこと、公有地の取得価格が公開されても関係

当事者との信頼関係を損なうとは認められないから非公開事由(事務事業情報)に該当しないことから非公開処分は違法として取り消された事例である。

ウ 証拠1, 2はいずれも横浜市の公文書公開条例第9条第1項1号、2号及び6号について争われた。横浜市は平成12年当該条例が改正され現在の「横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条2項」に反映されている。

エ 審査庁は、一部非公開とした事由に豊橋市情報公開条例(以下、「本条例」という)第6条第1項第1号及び第2号に該当するとして非公開としているが、これらについて証拠1及び2には、その処分が違法であることを証明している。

オ、証拠2(5ページ24行目)には次のように述べられている。

「土地の売買価格に関する情報の公開が売買当事者のプライバシー侵害にはならないという考え方は、いまは社会的コンセンサスを得ている。……公共用地との売買は私事としてプライバシーでないことは明白であるし、……仮に係争情報が個人情報であるとしてもそのプライバシーは極めて希薄で」非開示事由があるとはいえない。」

カ、証拠1(18ページ)には「、不動産鑑定士には鑑定書を無断で公表されない権利がある。しかし、本件鑑定評価書のように行政機関から依頼を受けて作成し行政機関に交付した鑑定書については……社会通念上許容される態様でこれを利用することは、不動産鑑定士も少なくとも黙次的には承諾しているのが通例と思われる」。「情報公開条例に基づいてこれを開示することは著作者人格権を侵害しないと判断されている。」とある。

来、証拠2(9ページ9行目)で、「公有地の取得価格は公示価格を基準として、それに必要な時点修正、地域要員、個別的要因に基づく修正をして算定されるべきものであって、私人間の取引に時としてみられるような駆け引きや投機等の思惑によって大きく価格が変動するものであってはならないというべきである」から「地方公共団体との取引の場合にはその公開が公益上特に必要と認められる」(9ページ4行目)としている。

2、条例第6条第1項第2号でいう「おそれ」について

情報公開法第5条6号の「事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に対する行政解釈が「行政機関に広範な裁量権を与える趣旨ではない」とし「名目的なものでは足りず実質的なおそれ、法的保護に値する蓋然性が要求されること」とされているが、弁明書には具体的な法的保護に値する「おそれ」が示されていない。

再開発組合は、本件事業における地権者との権利変換はすべて終了している。今後と考えられる支障とはいかなるものか。具体的に示すべきである。

豊橋市も、本条例の目的に基づき豊橋市民の知る権利を尊重し、公益を優先に考えて公共用地の土地価格情報を公開されるべきである。

## 第2 まとめ

以上から、本件一部公開条例の処分はいずれも豊橋市情報公開条例に対して違法な判断がされていることが明白となった。非公開処分は取り消されるべきである。